

特定個人情報等取扱規程

有限会社〇〇〇〇〇

第1章 総則

第1条 目的

本規程は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「特定個人情報ガイドライン」という。）及び（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）（以下「安全管理措置ガイドライン」という。）に基づき、取り扱う特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために定めるものである。

本規程は、特定個人情報等の保護に係る安全管理措置について定めるものである。

特定個人情報等に関しては、個人情報保護に関する他の社内規程又はマニュアルに優先して本規程が適用される。本規程の規定が個人情報保護に関する他の社内規程又はマニュアルの規定と矛盾抵触する場合には本規程の規定が優先的適用される。

第2条 定義（特定個人情報ガイドライン第2）

本規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。なお、本規程における用語は、他に特段の定めのない限り番号法その他の関係法令の定めに従う。

- ① 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- ② 「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をいう。
- ③ 「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- ④ 「特定個人情報等」とは、個人番号及び特定個人情報を併せたものをいう。
- ⑤ 「個人情報ファイル」とは、個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報データベース等であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- ⑥ 「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- ⑦ 「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務を

いう。

- ⑧ 「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- ⑨ 「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- ⑩ 「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- ⑪ 「役職員」とは、当社の組織内にあつて直接又は間接に指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、当社との間の雇用関係にない者（取締役、監査役等）を含む。ただし、派遣社員は除く。
- ⑫ 「事務取扱担当者」とは、当社内において、個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。
- ⑬ 「事務取扱責任者」とは、特定個人情報等の管理に関する責任を担うものをいう。
- ⑭ 「管理区域」とは、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域をいう。
- ⑮ 「取扱区域」とは、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域をいう。

第3条 個人番号を取り扱う事務の範囲（特定個人情報ガイドライン第4-1-(1)、1、B_a、安全管理措置ガイドライン 1-A、個人情報保護法15条1項）

個人番号を取り扱う事務の範囲は「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」の利用目的範囲とする。

第4条 取り扱う特定個人情報等の範囲（安全管理措置ガイドライン 1-B）

- 1 前条において個人番号を取り扱う事務において使用される特定個人情報等の範囲は以下のとおりとする。
 - ① 役職員及び扶養家族の個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、社員番号等
 - ② 役職員以外の個人に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス等
- 2 第1項各号に該当するか否かが定かでない場合は、事務取扱責任者が判断する。

第2章 安全管理措置

第1節 組織的安全管理措置・人的安全管理措置

第5条 組織体制（安全管理措置ガイドライン 2-C-a、2-B）

- 1 事務取扱責任者及び事務取扱担当者は**代表取締役**が指名する。
- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報等の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。
- 3 事務取扱担当者が変更となる場合、**代表取締役**は新たに事務取扱担当者を指名するものとする。この場合、従前の事務取扱担当者は新たに事務取扱担当者となる者に対して確実に引継ぎを行わせるものとする。事務取扱責任者はかかる引継ぎが行われたか確認し**代表取締役**へ報告するものとする。

第6条 事務取扱責任者の責務

事務取扱責任者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者にこれを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策の実施並びに周知徹底等の措置を実施する責任を負う。

第7条 事務取扱担当者の監督（安全管理措置ガイドライン 2-D-a）

事務取扱責任者は、特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

第8条 教育・研修（安全管理措置ガイドライン 2-D-b）

- 1 事務取扱責任者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者に本規程を遵守させるための教育訓練を企画・運営する責任を負う。
- 2 事務取扱担当者は、事務取扱責任者が主催する本規程を遵守させるための教育を受けなければならない。研修の内容及びスケジュールは、事業年度毎に事務取扱責任者が定め**代表取締役**が承認する。
- 3 **特定個人情報等についての秘密保持に関する事項を就業規則に盛り込むものとする。**

第9条 取扱状況・運用状況の記録（安全管理措置ガイドライン 2-C-b、c）

事務取扱担当者は、以下の特定個人情報等の取扱い状況を**別紙1の特定個人情報等の取扱状況・運用状況のチェックリスト**に基づき確認し、記入済みのチェックリストを保存するものとする。

- ① 特定個人情報等の入手日
- ② 源泉徴収票・支払調書等の法定調書の作成日
- ③ 源泉徴収票・支払調書等の法定調書の税務署等の行政機関等への提出日
- ④ 特定個人情報等の廃棄日

第10条 情報漏えい事案等への対応（安全管理措置ガイドライン 2-C-d）

特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損による事故その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案への対応は、別途定める「情報漏えい事案等対応手続」に定めるところによる。

第11条 取扱状況の確認（安全管理措置ガイドライン 2-C-e）

事務取扱責任者は特定個人情報等の取扱状況について、1年に一回以上確認を行い代表取締役等に報告する。

第2節 物理的安全管理措置

第12条 特定個人情報等を取り扱う区域の管理（安全管理措置ガイドライン 2-E-a）

管理区域及び取扱区域を明確にし、それぞれの区域に対し、次の各号に従い以下の措置を講じる。

① 管理区域

特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムは、特定のノートパソコンとし使用时以外は施錠可能場所に収納する。管理区域は、従業員執務室と区別するものとする。

② 取扱区域

可能な限り壁又は間仕切り等の設置、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等をするなど座席配置を工夫するものとする。

第13条 機器及び電子媒体等の盗難等の防止（安全管理措置ガイドライン 2-E-b）

管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じる。

① 特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体又は書籍等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

② 特定個人情報ファイルを取扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定する。

第14条 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止（安全管理措置ガイドライン 2-E-c）

1 特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出し（特定個人情報等を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等も含まれる。）は、次に掲げる場合を除き禁止する。

① 個人番号関係事務に係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合

② 行政機関等への法定調書の提出等、当社が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータ又は書類を提出する場合

2 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずるものとする。

第15条 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄（安全管理措置ガイドライン 2-E-d）

事務取扱責任者は、事務取扱担当者又は外部委託先が特定個人情報等を削除・廃棄したことを確認するものとする。

第16条 苦情への対応

事務取扱担当者は、番号法、個人情報保護法、特定個人情報ガイドライン又は本規程に関し、情報主体から苦情の申出を受けた場合には、その旨を事務取扱責任者に報告する。報告を受けた事務取扱責任者は、適切に対応するものとする。

第3節 技術的安全管理措置

第17条 アクセス制御・アクセス者の識別と認証（安全管理措置ガイドライン 2-F-a、b）

特定個人情報等へのアクセス制御及びアクセス者の識別と認証は以下のとおりとする。

- ① 特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定する。
- ② 機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定する。

第18条 外部からの不正アクセス等の防止（安全管理措置ガイドライン 2-F-c）

以下の各方法により、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するものとする。

- ① 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する方法。
- ② 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する方法。
- ③ 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法。
- ④ 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法。

第19条 情報漏えい等の防止（安全管理措置ガイドライン 2-F-d）

特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等及び情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等を防止するものとする。

- ① 通信経路における情報漏えい等の防止策

通信経路の暗号化

- ② 情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等の防止策
データの暗号化又はパスワードによる保護

第3章 特定個人情報の取得

第20条 特定個人情報の利用目的（番号法第32条）

役職員又は第三者から取得する特定個人情報の利用目的は、第3条に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。

第21条 特定個人情報の取得時の利用目的の通知等（個人情報保護法18条2項）

- 1 特定個人情報を取得する場合は、「マイナンバー制度導入に伴う個人番号の提供のお願い」（別紙3-1～別紙3-4）を交付、**メール送付**又は送付する方法により、利用目的を通知する。
- 2 利用目的の変更を要する場合、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知、**メール通知**、公表又は明示を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報を利用することができる。

第22条 個人番号の提供の要求（番号法14条1項、特定個人情報ガイドライン_第4-3-(1)）

- 1 第3条に掲げる事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。
- 2 役職員又は第三者が、個人番号の提供の要求又は第23条に基づく本人確認に応じない場合には、番号法に基づくマイナンバー制度の意義について説明をし、個人番号の提供及び本人確認に応ずるよう求めるものとする。それにもかかわらず、役職員又は第三者が個人番号の提供に応じない場合は、提供を求めた経緯等を記録するものとする。

第23条 個人番号の提供を求める時期（番号法20条、特定個人情報ガイドライン第4-3-(3)_A）

- 1 第3条に定める事務を処理するために必要があるときに個人番号の提供を求めることとする。
- 2 前項にかかわらず、本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることが可能であるものとする。たとえば、従業員等の給与の源泉徴収事務、健康保険・厚生年金保険届出事務等及びこれらに伴う給与所得の源泉徴収票、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の作成事務の場合は、雇用契約の締結時点で個人番号の提供を求めることも可能である。

第24条 特定個人情報の提供の求めの制限（番号法15条）

- 1 特定個人情報の「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味するものであり、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」に該当し、個人番号の利用制限（第27条）に従うものとする。
- 2 番号法第19条各号のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、特定個人情報の提供を求めてはならない。

第25条 特定個人情報の収集制限（特定個人情報ガイドライン第4-3-(3)_A）

第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を収集しないものとする。

第26条 本人確認（番号法16条）

マイナンバー制度導入に伴う個人番号の提供のお願い」（別紙3-1～別紙3-4）に掲げる方法により、役職員又は第三者の個人番号の確認及び当該人の身元確認を行うものとする。また、代理人については、同条に定める各方法により、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。

第27条 取得段階における安全管理措置（安全管理措置ガイドライン 2）

特定個人情報の取得段階における安全管理措置は第2章（安全管理措置）に従うものとする。

第4章 特定個人情報の利用

第28条 個人番号の利用制限（番号法32条、特定個人情報ガイドライン第4-1-(1)_1）

- 1 第18条に掲げる利用目的の範囲内でのみ利用するものとする。
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないものとする。

第29条 特定個人情報ファイルの作成の制限（番号法28条、特定個人情報ガイドライン第4-1-(2)）

特定個人情報ファイルを作成するのは、第3条に定める事務を実施するために必要な範囲に限り、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

第30条 利用段階における安全管理措置（安全管理措置ガイドライン 2）

特定個人情報の利用段階における安全管理措置は第2章（安全管理措置）に従うものとする。

第5章 特定個人情報の保管

第31条 特定個人情報の保管制限（番号法20条）

- 1 第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。
- 2 所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、支払調書の再作成等の個人番号関係事務を行うために必要があると認められるため、当該書類だけでなく、支払調書を作成するシステム内においても保管することができる。
- 3 番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）の写しや行政機関等に提出する法定調書の控えや当該法定調書を作成するうえで事業者が受領する個人番号が記載された申告書等を特定個人情報として保管するものとする。これらの書類については、法定調書の再作成を行うなど個人番号関係事務の一環として利用する必要があると認められるため、関連する所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間保存することができる。

第32条 保管段階における安全管理措置（安全管理措置ガイドライン 2-C、D）

特定個人情報の保管段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は第2章（安全管理措置）に従うものとする。

第6章 特定個人情報の提供

第33条 特定個人情報の提供制限（番号法19条、特定個人情報ガイドライン第4-3-(2)_2）

番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者（法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味し、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は該当しないものとする。）に提供しないものとする。なお、本人の同意があっても特定個人情報の第三者提供ができないことに留意するものとする。

第34条 提供段階における安全管理措置（安全管理措置ガイドライン 2-C、D）

特定個人情報の提供段階における安全管理措置は第2章（安全管理措置）に従うものとする。

第7章 特定個人情報の開示

第35条 特定個人情報の開示

本人から当該本人が識別される特定個人情報に係る特定個人情報について開示を求められた場合は、次条に規定する手続き及び方法により、遅滞なく、当該情報の情報主体であることを厳格に確認した上で、当該本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。

第8章 特定個人情報の廃棄・削除

第36条 特定個人情報の廃棄・削除（番号法20条、特定個人情報ガイドライン第4-3-(3)_B）

第3条に規定する事務を処理する必要がある範囲内に限り特定個人情報等を収集又は保管し続けるものとする。なお、書類等について所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものについては、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管するものとし、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号を[できるだけ速やかに/毎年度末まとめて]廃棄又は削除するものとする。

第37条 廃棄・削除段階における安全管理措置（安全管理措置ガイドライン 2-C、D）

特定個人情報の廃棄・削除段階における安全管理措置は第2章（安全管理措置）に従うものとする。

第9章 特定個人情報の取扱いの委託

第38条 役職員への国民年金第3号被保険者の個人番号の収集・本人確認の委託

役職員に対して、当該役職員の配偶者であって国民年金第3号被保険者であるものからの個人番号の収集及び本人確認を委託する。役職員は、別紙3-1に規定する、記入済みの「本人・扶養家族個人番号一覧表」を封緘の上で会社に持参するものとする。

第39条 委託先における安全管理措置（番号法11条、個人情報保護法22条、特定個人情報ガイドライン「第4-2-(1)」

個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託する場合には、当社自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行なうものとする。

第10章 その他

第40条 変更後の個人番号の届出

役職員は、個人番号が漏えいした等の事情により、自らの個人番号又は扶養家族が変更された場合は、変更後の個人番号を遅滞なく当社に届け出なければならない。

第41条 改廃

本規則の改廃は、取締役会の決議による。

附 則

本規則は平成28年1月1日から施行する。